三　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
オスロ事務所	Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 3021 BÆRUM, Norway
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区御幸通７丁目１番15号　三宮ビル南館11階
横浜事務所	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
釜山事務所	Marine city 2-ro, Haeundae-Gu 8th Floor, Haeundae I-Park, Unti C1, 38, 48120 Busan, Korea
上海事務所	House No. 9, 1591 Hong Qiao Road, Changning District, Shanghai 200336, People's Republic of China
香港事務所	21st Floor, No. 3 Lockhart Road, Wanchai, Hong Kong, People's Republic of China
ハンブルク事務所	Brooktokai 18, 20457 Hamburg, Germany
舟山事務所	Room 2104, Building B Harbour International Building, No. 619 Dingshen Road, Lincheng New District, Zhoushan 316000, People's Republic of China
広州事務所	Room 2804-2808, Goldlion Digital Network Building, No. 138, Tiyu Dong Road, Tianhe District, Guangzhou 510620, People's Republic of China
高雄事務所	6F-3, No. 25, Chenggong 2nd Road, Cianjhen District, Kaohsiung City 806, Taiwan
シンガポール事務所	16 Science Park Drive, 118227, Singapore, Singapore
ロッテルダム事務所	Zwolseweg 1, 2994 LB, Barendrecht, Netherlands
アントワープ事務所	Noorderlaan 147, 2030, Antwerpen, Belgium
ホワイトリー事務所	4300 Parkway, 24 Steel House Solent, Business Park PO15 7FP, Whiteley, United Kingdom
アルヘシラス事務所	Calle pérez arriete S／N, Edificio Nexus, 2nd floor, MOD. 2.2.21, 11204, Algeciras, Spain
グディニャ事務所	Ul. Luzycka 6E, 81-537, Gdynia, Poland
ビーゴ事務所	Rúa Colón n° 28, 7 Planta 36201, Vigo, Spain
パーペンブルク事務所	c／o Meyer Werft GmbH & Co. KG Industriegebiet Süd, 26871 Papenburg, Germany
ブレーマーハーフェン事務所	Am Leuchtturm 10, 27568, Bremerhaven, Germany
天津事務所	B-D-E, 11／F, Building B, Ping An Mansion, No. 59 Machang Road, Hexi District, Tianjin 300203, People's Republic of China
パース事務所	Level 7, 182 St Georges Terrace, Perth WA 6000, Australia
シドニー事務所	Level 7, 124 Walker Street, North Sydney NSW 2060, Australia

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があつたので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月二十五日

東北運輸局長　吉田　昭二

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校

(二)　登録小型船舶教習実施機関の代表者の氏名

（変更前）畑井　和人

（変更後）後村　敏明

(三)　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があつたので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月二十五日

東北運輸局長　吉田　昭二

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　岩手県立久慈翔北高等学校

(二)　登録小型船舶教習実施機関の代表者の氏名

（変更前）村山　薫美

（変更後）三森　　健

(三)　変更年月日　令和八年四月一日

産　　業

日本産業規格

令和８年６月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年６月25日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

労働安全衛生マネジメントシステム―要求事項及び利用の手引	Q45001
労働安全衛生マネジメントシステム―要求事項及び利用の手引―安全衛生活動などに対する追加要求事項	Q45100

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

令和８年６月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年６月25日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

コンクリート及びコンクリート構成材料に固定化した二酸化炭素の定量―第１部：定量方法	A1016―1
コンクリート及びコンクリート構成材料に固定化した二酸化炭素の定量―第２部：酸分解―逆滴定法による測定	A1016―2
コンクリート及びコンクリート構成材料に固定化した二酸化炭素の定量―第６部：熱分解―重量測定法による測定	A1016―6

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。